

第1章 定 款

○定款

(昭和55年3月13日認可)

昭和57年3月9日	変更認可	平成20年3月21日	変更認可
昭和58年3月28日	変更認可	平成20年8月18日	変更認可
昭和60年3月26日	変更認可	平成25年6月20日	変更認可
昭和63年8月1日	変更認可	平成25年12月18日	変更認可
平成5年5月7日	変更認可	平成26年4月28日	変更認可
平成6年2月9日	変更認可	平成29年1月16日	変更認可
平成11年3月31日	変更認可	平成29年4月1日	変更認可
平成17年9月20日	変更認可	令和3年1月28日	報告受理
平成18年8月29日	変更認可		
平成18年11月17日	変更認可		

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (ア) 児童福祉施設 奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の受託経営
- (イ) 老人福祉施設 軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の受託経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (ア) 児童福祉施設 輪内保育所の経営
- (イ) 児童福祉施設 金久保育所の経営
- (ウ) 児童福祉施設 平田保育所の経営
- (エ) 児童福祉施設 奄美市立金久児童館の受託経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人奄美市社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県奄美市名瀬柳町6番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任とした判断理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償の基準については、奄美市社会福祉法人報酬及び費用弁償規程に規定する額を支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び資金収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 法人の解散
- (7) 法人の合併の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 事業計画、収支予算、事業報告及び決算の承認
- (12) その他、この法人の業務に関する重要事項

(同前)

第10条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員から報告を徴することができる。

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、11月、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、書面をもって、開催日の前日までに各評議員に通知するものとし、書面には、提出議案資料及び報告案件書を添付するものとする。ただし、決算に係る定時評議員会の開催については、2週間前に通知するものとする。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条の定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項に規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に係ることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会の議長及び評議員会において議事録署名人として選出された2名の評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の業務の執行状況並びに法人の財産状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償の基準については、奄美市社会福祉法人報酬及び費用弁償規程に規定する額を支給する。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の事務局長及び経営する施設の長（以下「事務局長等」という。）は、理事会において選任及び解任し、奄美市長の承認を得て理事長が任免する。
- 3 事務局長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度理事の互選で定める。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 「日常の業務として理事会が定めるもの」は、次のような業務とする。
- ① 「事務局長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
 - ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
 - ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる

物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

⑪ 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

⑫ 事務処理及び事務手続き等を規定する規程等の制定及び変更

⑬ 予算の流用に関すること (ただし、中区分の勘定科目間とする)

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 3,000,000円

(2) 奄美市名瀬平田町1365番地5所在の鉄筋コンクリート・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

平田保育所(565.64平方メートル)

(3) 奄美市名瀬鳩浜町313番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
輪内保育所(1階540.13平方メートル 2階432.10平方メートル)

(4) 奄美市名瀬柳町3番地1所在の鉄筋コンクリート造2階建
金久保育所(1階355.06平方メートル 2階355.06平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、奄美市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奄美市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(予算決算に関する奄美市長の承認)

第33条 この法人の予算及び決算については、奄美市長の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、奄美市に帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、奄美市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奄美市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奄美市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人奄美市社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	大津	鐵治
理事	恵	仁一
〃	指宿	英造
〃	河内	嘉純
〃	大野	フジエ
〃	坂元	義廣
〃	永野	貞彦
〃	田原	啓一
〃	益田	隆博
監事	川畑	柳義
〃	碓山	宜鎮

附 則

この改正は、鹿児島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成5年3月23日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成5年5月7日）から施行する。

附 則（平成5年12月20日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成6年2月9日）から施行する。

附 則（平成10年12月18日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成11年3月31日）から施行する。

附 則（平成17年3月17日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成17年9月20日）から施行する。

附 則（平成18年5月11日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成18年8月29日）から施行する。

附 則（平成18年9月11日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成18年11月17日）から施行する。

附 則（平成19年3月29日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成20年3月21日）から施行する。

附 則（平成19年11月30日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成20年3月21日）から施行する。

附 則（平成20年3月27日）

この定款は、鹿児島県知事の認可があった日（平成20年8月18日）から施行する。

附 則（平成25年5月24日）

この定款は、奄美市長の認可があった日（平成25年6月20日）から施行する。

附 則（平成25年11月26日）

この定款は、奄美市長の認可があった日（平成25年12月18日）から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この定款は、奄美市長の認可があった日（平成26年4月28日）から施行する。

附 則（平成28年11月25日）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第26条については、奄美市長の認可があった日（平成29年1月16日）から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この定款は、奄美市長の認可があった日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年1月28日）

この定款は、奄美市長へ報告があった日（令和3年1月28日）から施行する。